最高裁秘書第711号 平成31年2月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸

序则 影响

司法行政文書不開示通知書

1月21日付け(同月22日受付,最高裁秘書第351号)で申出のありました司法行政文書の開示について,下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等 司法研修所の検察教官が、司法修習生に対し、検事として採用されるためには 法律事務所又は弁護士法人の内定を得ておくことが有益であると指導しているこ とが分かる文書(最新版)
- 開示しないこととした理由
 1の文書は、作成又は取得していない。